

茨城租税債権管理機構 不動産 公売

会場公売

〒茨城租税債権管理機構(☎029-225-1221)

茨城租税債権管理機構では、一般の方も参加できる入札により、不動産公売を実施します。

と き / 8月4日(火) 午後0時50分から(受付開始)

と ころ / 県水戸合同庁舎5階厚生室(水戸市柵町一丁目)

公売物件

| 区分番号 | 財産種別 | 財産の所在地 | 地積等 | 見積価額 (最低売却価額) | 公売保証金 |
|-------|--------|--|---|------------------|-------|
| 27-46 | 土地付き建物 | (土地) ①土浦市並木四丁目4654番6 ②土浦市並木四丁目4654番2 (建物) 土浦市並木四丁目4654番6 | (土地) ①348㎡ ②668㎡ (建物) 1階140.79㎡ 2階41.40㎡ | 832万円 | 84万円 |

※中止になる場合もありますので、事前にお問い合わせください。

※公売不動産などの詳細は、土浦市役所納税課で公売広報を無料配布していますので、そちらをご覧ください。

社会保障・税番号(マイナンバー)制度について

Vol.2 ~個人番号の利用場面について~

☎行政経営課(☎826-1111 内線2496)
市民課(☎内線2286)



個人番号(マイナンバー)の利用場面について

マイナンバーは、国や地方公共団体などで、社会保障、税、災害対策の3つの分野のうち、法律や自治体の条例で定められた行政手続にのみ使用されます。

マイナンバー制度開始後は、年金・雇用保険・医療保険の手続、生活保護・児童手当その他福祉の給付、確定申告などの税の手続などで、申請書などにマイナンバーの記載が求められることとなる予定です。

また、税や社会保険の手続きにおいては、事業主や証券会社、保険会社などが個人に代わって手続きを行う場合もあるため、勤務先や証券会社、保険会社などからもマイナンバーの提出を求められる場合があります。

マイナンバーは次のような場面で使います

毎年6月の児童手当の現況届の際に市区町村にマイナンバーを提示します

厚生年金の裁定請求の際に年金事務所にマイナンバーを提示します

証券会社や保険会社などにマイナンバーを提示し、法定調書などに記載します

顧客の個人番号を法定調書などに記載して税務署などに提出します。

勤務先はマイナンバーの提示を受け、源泉徴収票などに記載します

従業員やその扶養家族の個人番号を源泉徴収票などに記載して税務署や市役所などに提出します。

平成27年10月以降、個人番号(マイナンバー)が記載された「通知カード」が送付されます。

◎「通知カード」は国から住民票の住所地に「世帯単位」で送付されます。

住民票と異なるところに住んでいる方は、現在住んでいる市区町村に住民票を移してください。

※ただしDV被害者の方や東日本大震災により避難された方でもやむを得ない事情により住民票を移すことができない場合は、市民課までお問い合わせください。

◎「通知カード」は住所、氏名、性別、生年月日のほかに、今後身近な手続きにおいて使用することとなる「マイナンバー」が記載された非常に大切な「カード」です。

「通知カード」が届きましたら紛失しないよう大切に保管してください。

※万一紛失したときの再交付には手数料が必要となる予定です。

◎「通知カード」に同封されるもの(予定)

- ・「個人番号カード」の申請書と返信用封筒
- ・マイナンバーについての説明書

コールセンター：

0570-20-0178(日本語)

0570-20-0291(外国語)

※午前9時30分～午後5時30分(土日祝日を除く)

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido>